

梅 田 康 夫

学位の種類 法 学 博 士  
学位記番号 法 博 第 17 号  
学位授与年月日 昭和 5 3 年 3 月 2 4 日  
学位授与の要件 学位規則第 5 条第 1 項該当  
研究科、専攻 東北大学大学院法学研究科  
(博士課程後期 3 年の課程) 基礎法学専攻  
学位論文題目 律令制的土地所有に関する一考察  
論文審査委員 (主査)  
教授 服 藤 弘 司 教授 世 良 晃志郎

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、口分田、園宅地両者を通じ、律令班田農民が有する土地所有法上の権利につき、独自の見解を開陳したものである。律令制下における農民の土地所有を如何に理解するかは、わが律令国家の構造と特質を解明するうえにおいて避けることのできない基本問題であり、古くから数多くの学者がこの問題に精力的に取り組んできた。論者は、従来の諸学説を十分踏まえたうえで、口分田については、中田薫氏の私田——「主」概念から導かれた私的所有権説、園宅地については、石母田正氏の唐令との比較から導かれた私有財産説の二つの代表説に焦点をあて、これら両説とも十分な根拠を有しないことを論証し、律令制社会最盛期までは、農民の土地所有上の権利は極めて脆弱で、彼等が私的な権利を有していたとは断ぜられないと結論づける。

### 論 文 審 査 結 果 の 要 旨

本論文は、律令研究に画期的な貢献をする業績であり、法学博士の称号を授与するに値するものと認める。